

市大樹著

『飛鳥藤原木簡の研究』

本庄 総子

第五章 大宝令施行直後の衛門府木簡群

第Ⅱ部 木簡の資料的検討

第六章 門勝制の運用と木簡

第七章 右大殿付札考

第八章 飛鳥藤原出土の評制下荷札木簡

第九章 飛鳥藤原木簡の諸相

第Ⅲ部 飛鳥藤原木簡の周辺

第十章 慶州月城塚字出土の四面墨書木簡

第十一章 西河原遺跡群の性格と木簡

第十二章 平城宮・京跡出土の召喚木簡

終章 まとめと今後の課題

本書は、奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の研究員として七年間、飛鳥・藤原両地域の調査・研究に携わってきた著者が、その成果をまとめて世に問うたものである。著者は古代交通体系、地方行政組織、文書処理論といった諸分野に亘る研究を展開しているが、中でも飛鳥藤原地域出土木簡研究の第一線において活躍する間に物した業績は数多く、それがこのたび、補訂・新稿を加えた一書として刊行されたことは学界の慶事と言えよう。本書の構成は次のとおり。

序章 本書の目的と構成

第Ⅰ部 遺跡と木簡

第一章 飛鳥藤原地域の遺跡と木簡

第二章 石神遺跡北方域の性格と木簡

第三章 木簡からみた飛鳥池工房

第四章 藤原宮の構造・展開と木簡

一書にまとめるにあたり、旧稿の構成が整理されているが、論旨に大きな変更はない。ただし、発掘調査の所見や木簡の釈文は最新情報に改められており、また近年の研究動向を加味した補足も付されているので、今後著者の研究を参照する際にはまず本書を確認することが肝要である。なお、巻末には木簡・都城に関連する著者の論考リストが付されている。

二

第Ⅰ部は木簡から出土遺跡の性格に迫り、もって飛鳥藤原地域の歴史的展開を浮き彫りにしようとするものである。

第一章は第Ⅰ部全体の導入部であり、木簡を史料として扱う上での留意点と飛鳥藤原木簡の出土状況を概観。木簡からその出土遺跡の性格を分析するにあたっては、木簡が作成されてから廃棄されるまでの「木簡のライフサイクル」を見極めるべきことが強

調される。

第二章は石神遺跡出土木簡をとおして、飛鳥浄御原宮時代における官衙は宮周辺に分散しており、それは石神遺跡の地点まで展開していたと指摘する。また、同遺跡の仕丁関連木簡を取り上げ、仕丁の編成単位として評が特に重視されていたことをその編成原理及び資養物貢進地の対応から論じる。評の機能を考える上で重要な指摘である。

第三章は飛鳥池工房の性格分析である。木簡にあらわれる工人名から飛鳥池工房での業務に従事していた工人の系譜に迫る手法は鮮やか。飛鳥寺・蘇我本宗家に仕えていた東漢氏を中心とする渡来系工人が本宗家滅亡後天皇の統制下に入り、のち、朝廷直属の工房の工人として新たに位置づけられた、その工房こそ飛鳥池工房であるとする。

第四章は藤原宮及びその周辺官衙の発掘成果に基づき、所在地比定や時期による変遷の分析を行う。朝堂院については、その第一・二堂と第三堂以下の間で設けられる格差が時代と共に徐々に失われていくという傾向を指摘した上で、藤原宮朝堂院では当初、第二堂と第三堂の間に格差を設けないよう計画されていたが、結局計画変更されて格差が設けられたということを明らかにする。この事実は、第一・二堂が公卿聴政の場であったのに対し、第三堂は常政の場であったためと説明されている。朝堂の規模の変遷については朝堂における朝政の盛衰と関わりとの指摘が既にあるが、本書の場合、著者がこの変遷の意味をどのように考えているのかが示されておらず、その点は惜しまれる。平安宮の朝座配置が藤原宮時代と同じであるという確証がない点にも不安は残る。

大極殿と朝堂の成立時期については、これらが藤原遷都当時に未完成であったことを明らかにし、その原因を藤原宮大極殿の画期性に求めている。一方、平城遷都が行われた和銅三年の朝賀挙行の場は平城宮であると説き、藤原宮とみる近年の有力説に再検討を迫っている。決して突飛な指摘とは思われず、今後の建設的な議論が望まれる。藤原の宮城十二門号について最新の比定案が示されたことも重要。

第五章では藤原京跡左京七条一坊西南坪出土木簡（以下「西南坪木簡」という。）が衛門府に関わる木簡であることを確定するとともに、大室令施行直後の官司運営実態に迫る。すなわち衛門府については①藤原宮段階から一貫して宮外官司であったこと、②広大な占地は止宿の場として機能するためであったこと、③門号とそれを警備する門部の負名とが必ずしも一致せず、既に族制的なしがらみを一定程度超えた官僚制的運用がなされる段階に至っていたこと、という諸点が指摘されている。門号と門部の負名とが厳密に対応するのが本来のあり方であったという保証はないが、八世紀初頭の宮門守衛の実態を示したものと注目される。さらに他官司についても①官司の物資調達が生での取引を前提とするというあり方が既に形成されていたこと、②早くも定員増加される官司が存在したこと、③考選業務は七世紀から既に軌道に乗っていたこと、等が指摘されている。

第Ⅱ部では木簡の類型化を通じてその資料的特質の解明が図られる。

第六章は西南坪木簡から門勝制の運用実態を見直すもの。門勝制を支える木簡群は①門勝そのもの、②別勅賜物の送り状、③横

材木簡(①②)の集計帳簿)に分けられるが、これら木簡群は前期・後期の二時期で大きく異なり、前期には行われていた中務省の判及び門司から衛門府本司への門勝送付が後期には行われなくなる、という門勝制運用の変化が明らかにされた。従来出土していた門勝制関連木簡に中務省の関与が確認できないのは、大宝令施行後間もなく門勝制の事務が簡略化されたためであって、当該木簡も門勝に他ならないとする。また、大宝令施行直後はその規定どおりに運用しようという意識が特に強い時代であると評価されている。

第七章では東面北門付近で出土した「右大殿荷八」と記された木簡を別勅賜物の送り状であると判定し、「右大殿」を藤原不比等に比定するとともに、その居室の位置に迫る。

第八章は特に評制下の荷札木簡を選定し、これに分析を加えたものである。木簡の形状及び記載内容を概観したのち、評制下における①地方行政組織形成過程、②取取体制について考察する。

①について、「クニーコホリーサト」という行政組織は、庚午年籍が作成された天智朝には確実に成立していたと断定する。そして、孝徳朝の全国立評に連動したサト・クニの編成が想定されることから、孝徳朝の時点でも成立していた可能性が高いとの見通しが述べられている。「五十戸」から「里」への表記変遷の時期が明らかにされるとともに、天武朝の「五十戸」とそれ以後の「里」とは実質的に変わらないということが確認されたことも意義深い。①について、評制下の荷札は評段階で作成されるのが基本であったとするとともに、荷札は勘検・検取機能をもつという有力説を否定し、貢進の主体と内容の表示をそれ自体を目的に作成

されたものであると論じる。②について、個別人身賦課税成立の前提作業となったのは庚午年籍であると推定する。そして、七世紀には前代の部民制的貢納実態が濃く残っており、それらを総括するものとして評が存在していたと評価する。

第九章ではまず、前白木簡の分析をとおして、口頭伝達と文書による伝達の相互補完性を強調する。そして「前」字の有無から前白木簡を相対化し、前代的な様相が八世紀の文書に基層として残っている点を重視する。酒船石遺跡出土の上日記録簡の分析では、天武朝における上日把握の実態に迫る。また、付札の切り込みが物資を請求する側によって付けられることがあるとし、付札授受の実相を分析する。「部」字の用例から、「部」と「戸」とは戸籍を媒介として接点があったという重要な指摘もなされている。第Ⅲ部は飛鳥藤原地域以外から出土した木簡の検討を通じて飛鳥藤原木簡の相対化を図るもの。

第十章では慶州月城塚字出土の四面墨書木簡の釈文を再検討し、これを読み直す。上位者の命令を取り次いで牒が発行されるという方式は朝鮮半島でも行われていたことが明らかにされている。そして牒という文書形式は朝鮮半島を経由して西暦六五七年以前に日本に受容されたものであり、その幅広い使用実態も中国や半島と同様であると指摘する。

第十一章では、滋賀県野洲市の西河原遺跡群出土木簡の検討を通じて、同遺跡を野洲郡家(安評家)に比定する。更に同遺跡と葦浦屯倉との関連を指摘し、八世紀半ば以前における東山道のルート変更とそれに伴う郡家移転を想定している。また「馬評」木簡について、領域的なコホリの内部に馬評Ⅱ駅評という駅家を

拠点としたコホリが存在していたという永田英明説^④を支持し、これに新たな事例を加えるものと評価する。

第十二章では特に平城宮・京出土の召喚木簡を取り上げ、召喚木簡は、他機関に所属する者を召喚し宛所で廃棄されるA類と同一機関に所属する者を召喚し差出(召喚先)で廃棄されるB類に分類されると説く。著者はこの分析結果から、召喚木簡が人の管理のための帳簿的役割を果たしていたと見、その通行証としての機能は過大評価できないとする。更に、律令制が導入される中で、の召文の変遷にも説き及ぶ。

三

本書が明らかにした事実、新たに掘り起こした論点は多岐に亘るが、その意義を取って整理すれば次のようになろう。

- ① 藤原宮発掘成果を木簡出土状況に即して概観し、現在の到達点を明示したこと。官衙の所在地比定はまだ途上という印象を与えるが、それは著者の慎重な学問態度故のことである。
- ② 七世紀における政治的な人の動きをトレースすることに成功したこと。飛鳥池遺跡の工人系譜の分析は、蘇我本宗家滅亡後の動向を活写して意義深い。
- ③ 木簡研究で広く行われつつある文書論を七世紀～八世紀初頭の段階に積極的に適用したこと。門勝制の運用実態や召文・牒の系譜を探ろうとする一連の論考は広く参照されるべきである。荷札木簡にかかる検取機能の有無は、木簡の機能論における最も重要な論点の一つであり、今後の展開が注目される。

- ④ 「クニーコホリーサト」という地方行政組織形成の分析を通じて、孝徳朝・天智朝の意義を再評価したこと。仕丁木簡や「馬評」木簡を通して「コホリ」の性格分析が行われている点も注目される。いわゆる令制国の成立を天智朝以前に比定した点は、国造制解体過程にかかる研究史に見直しを迫るものである。

四

以下、個別の論点を検討する。まず、第二章の「官衙分散性」について。著者は石神遺跡の存在をもつて、飛鳥浄御原宮時代の官衙の分散性を説く。石神遺跡改作原因については、飛鳥浄御原宮時代の官制整備に伴って官衙域が拡大したため、狭小な宮の中樞部に官衙を集中して置くことが困難になり、宮の周辺に点在的に配したという事情が想定されているところであり、著者の所論もその延長上にあるようである。しかし、当該遺跡一帯に置かれていた官衙が、たとえば著者の推定するように交通の要所において通行管理を行うものであったならば、それはもともと宮の中樞部に置かれるはずのない官衙であろう。

また、これが宮の中樞部に置かれ得る官衙であったとしても、具体的にどのような性格をもった官衙であると考えるかによつて、飛鳥時代の官衙観は異なってくる。たとえば、普段は使われない物資の保管庫とその管理施設(当該遺跡でも倉庫らしき遺構は複数検出されている。)のように中樞部になくても支障のない施設であると判断する場合と、民官本局のように本来中樞部になければ支障をきたさずであろう官衙であると判断する場合とは、この時

代の官衙配置に対する評価に大きな開きが生じるであろう。

評者は、浄御原宮時代にもなれば、宮の中枢部にはかなり集中した官衙配置がされていたのではないかと考えている。勿論、浄御原宮の外郭の構成が殆ど明らかでない現時点では考古学的な証明は困難である。しかし、検出された官衙の仔細な性格分析を欠いたまま、「官衙分散性」を指摘することには慎重であるべきだと思ふ。

第三章、飛鳥池工房の性格分析について。著者はこの工房の規模が一寺院の需要を遙かに凌駕するものであることを強調するとともに、北地区と南地区の非連続を重くみて、吉川真司氏の「造飛鳥寺官」説に疑問を呈している。

吉川真司氏の説は、八世紀の東大寺とその造寺組織に見られる特有の運営形態が、飛鳥寺と飛鳥池工房のそれと共通するものであると見なし、七世紀から八世紀までの通時代的な視角から勅願寺・準勅願寺の造営組織を分析しようという試みであったと評者は理解している。もしこの理解に大過がなければ、工房が大規模であるという指摘は、吉川説への有効な批判とはならないのではなからうか。何故なら、飛鳥寺は単なる一寺院ではなく王家と直結した特別な寺院であるという認識が、吉川説のそもその前提であるからである。また、北地区が南地区の管理を直接行う組織ではないとしても、南地区と飛鳥寺との間の統属関係まで否定し去ることはできない。更に附言すると、著者の想定どおり北地区が飛鳥寺三綱政所であり、南地区が鍛冶工房ほか膨大な現業部門を抱える場であるなら、両者が同一組織に属するか否かを問わず、明確な仕切りで物理的に分断されるのは当然であろう。

七世紀後期の飛鳥寺は、舒明系王家の族的な寺院であるとされている大宮大寺・川原寺・薬師寺の三大寺と同じく「官治」とされた事実がある。一方、東大寺等の八世紀勅願寺については、本願主である個別王家の家産が傾けられていたとされている^⑧。「造飛鳥寺官」という命名の可否は措くとしても、吉川真司氏の研究視角の有効性は、今後積極的に検討されるべきであろう。ただ、吉川説には、飛鳥寺と飛鳥池工房をつなぐ積極的な証拠が不十分であるという弱点があったのは否定しがたい。ところが、著者の考察の結果、飛鳥池工房の工人が旧飛鳥寺工人の系譜を引く可能性が高いことが明らかにされたのである。この成果はむしろ、飛鳥寺と飛鳥池工房との密接な関係を肯定するものとして再評価することも可能ではないかと思ふ。

五

第六章で明らかにされた門勝制運用の方法は、物資の運搬にあたる官司が中務省で門勝木簡に判を得たのち、これを自ら物資と共に宮城門へ持つて行き、門司のチェックを受けた、というものである。

著者は、物資運搬当事者が門勝を自ら持参するというあり方を文書論でいう「当事者主義」であるとし、終章でもこれを取り上げて、八世紀初頭、既に文書伝達における当事者主義が成立していたと強調している。

吉川聡氏が文書の当事者主義をその伝達経路に着目して分析し、八世紀時点での当時者主義成立を肯定して以来、賛否両論あるところだが、著者は門勝制によって明らかにされた事実を、当事者

主義成立を証するものと評価するのである。

文書伝達における当事者主義には、①職権上の責任者によつて伝達されるべき文書がその責任者によつて伝達されず、②利害關係を有する者自らの手によつて伝達される、という二つの条件がある。ではこの二条件は著者が明らかにした門勝制にも妥当するであろうか。

門勝については、養老宮衛令18儀仗軍器条及び同25諸門出物条に規定がみえる。これらの条文に見える機能をそのまま門勝の本質的機能とみるならば、門勝は中務省が発行する搬出許可証である。実際、大宝令施行直後には門勝に中務省の判が加えられていたこと、著者が証明したとおりで、この時点ならば中務判が搬出許可証として機能しているとみることできる。

しかし、門勝の本質的機能が搬出許可証であったとするならば、不可欠なはずの中務判が省略されてもお門勝制が存続した理由が分からない。中務判が短期間しか行われなかつたのは、中務省発行の搬出許可証という性格が門勝の本質ではなかつたからであると考えるのが妥当ではあるまいか。

唐令に定める門勝は、宮への搬入・搬出いずれの場合でもそれぞれ左・右監門將軍の判を必要とする。しかし日本令では、儀仗・軍器十事以上でない限り、搬出のみを門勝制適用の対象とした。一般の搬出において門勝が必要とされたのは、義解のいうように盗詐を防ぐためとみて大過あるまい。搬出を行う者(門勝木簡には「出人」、あるいは「持出人」といった文言で現れる)と搬出される物品の種類・数量等とが詐りなく対応しているかどうか記録するための基礎データとして、門勝は門司に回収されるの

である。文書の伝達が便使によつて行われる場合が往々にしてあつた八世紀には、使者と使事の対応を記録し、奸詐を防ぐための移動管理制度が是非とも必要であつた。日本における門勝制の本質的機能もこの移動管理という点にあり、搬出許可という機能は殆ど重視されていなかったか、そもそも想定されていなかったと考えられる。

こうした門勝制において、先の当事者主義の二条件があてはまるか否かを確認したい。門勝の本質は搬出許可証ではなく、物資を運搬する者も、本司の命を受け、職務として物資を搬出するのであつて、恣意に私物を搬出するのではなからう。よつて物資運搬者は、門勝発行について個人的な利害關係を有しない。また、門勝が物資移動管理のための札であるならば、物資運搬者が携行するのが相応しい。大宝令施行によつて中務判が導入されたものの、門勝の伝達は本来の機能に即して運搬者が携行していた、というのが門勝伝達の実態だつたと考えられ、門勝の伝達主体に「職権上の伝達責任者」に相当する者はそもそも存在しないと判断される。

吉川聡氏が示した文書伝達の当事者主義につき、その当否を判断する準備は評者にはない。しかし、門勝制は決して職権的文書伝達を破る制度ではなく、文書伝達の当事者主義を証する例として挙げるのは不適當であると考えられる。

六

著者は第八章と第十一章における駅評(馬評)にかかる考察において、駅評は測評のような「領域的な評」に属しているが、そ

れと同時に「評」という点で同格であったと解釈している。また、「国造」「評造」「五十戸造」はいずれも「造」で表記が共通しているため、その階層差があまり明確でなかった可能性があると判断も下している。

しかし同じ文字によって表記されるということが即ち同じ階層に属するということを意味するという評価は、少なくとも七世紀木簡の世界では妥当しないものと思う。

八世紀の大宝律令施行後は、コホリを表す文字として「郡」の使用が徹底された。官制表記の場面では、同じ長官であっても官司の階層によって表記を書き分ける、という律令官制表記が広まる。しかし七世紀の場合、たとえば著者が明らかにしたとおり、サトの表記が「五十戸」から「里」に変わる際には、二、三年の幅をもって徐々に行われた。コホリの表記が「評」から「郡」に一気に塗り替えられた八世紀に比べ、表記選択にルーズな様子が窺える。また八世紀であっても、木簡のような非公式性が高い世界では、かなり自由な表記がまかり通っていたこと、長屋王家木簡の文書書式にも明らかである。まして七世紀に、表記の書き分けて階層差を表すという極めて律令的な発想の表記法が木簡のレベルで行われていたとは考えがたい。「造」表記の共通はある特定の概念（その概念を表す音は「ミヤツコ」である可能性が高い）を表す文字として選択されているに過ぎず、その階層差とは無関係であろう。

むしろ問題とされるべきは、何故、郡の前身と駅の前身が同表記になるのかというその理由である。この表記共通の原因を評の未分化に帰することも解釈としてはあり得るが、郡と駅が明確

に区別される八世紀の状況を知っているから出てくる事後的な解釈という観が強く、説明としては不十分であると思う。むしろ、伊場の二一号木簡からは、当時の駅評が測評の統属下にあるものとして既に明確に位置づけられている様子が窺えるので、表記が同じであっても、両者は階層上、全く別の機関として当時から認識されていた可能性が高い。

この問題を巡る諸説は先に挙げた永田氏の論考に詳しいので繰り返さないが、「評」の場合も「造」の場合と同じように、各事例を包括する概念が七世紀当時は存在していたと解釈するのが自然ではないだろうか。現在の研究水準がこの概念を覚知できる次元に達していないだけであり、既に多様性が指摘されている評の概念の帰納が、今後は求められるものと考ええる。この問題は、駅家成立の問題にとどまらず、評成立の意義を考える上での重要な論点となると考えられ、評者もいづれ専論してみたいと考えているが、今は以上のような見通しを述べるに止めたい。

七

以上、個別の論点を取り上げて検討してきたが、評者の力量不足により、木簡の出土状況からの是非判断はほとんど出来なかった。本書には既に、鶴見泰寿氏が考古の立場から丁寧に見解を述べられた書評⁵⁶⁾が存在する。併読を切に願いたい。

著者の意を汲み誤り、不要の批判を重ねた所も多々あるのかと思ふ。著者のご海容を請う。

① 橋本義則『平安宮成立史の研究』一七二―一七三頁（橋書房、一九九五年、初出一九八六年）

- ② 渡辺晃宏「平城宮第一次大極殿の成立」(『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』、二〇〇三年)、山本崇「史料からみた第一次大極殿院地区」(『平城宮発掘調査報告XVII第一次大極殿院地区の調査二(本文編)』、二〇〇一年)など
- ③ 吉川真司「律令体制の形成」(『日本史講座一 東アジアにおける國家の形成』、東京大学出版会、二〇〇四年)
- ④ 今泉隆雄「貢進物付札の諸問題」(同『古代木簡の研究』、吉川弘文館、一九九八年、初出一九七八年)など
- ⑤ 永田英明「古代駅家の成立」(同『古代駅伝馬制度の研究』、吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九九年)
- ⑥ 小澤毅『日本古代宮都構造の研究』五〇頁(青木書店、二〇〇三年、初出一九八八年)など
- ⑦ 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」(『木簡研究』二三、二〇〇一年)
- ⑧ 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」(『ヒストリア』一三七、一九九三年)
- ⑨ 鷲森浩幸『日本古代の王家・寺院と所領』五七〜七一頁(瑞書房、二〇〇一年、初出一九九六年)

- ⑩ 吉川聡「律令制下の文書主義」(『日本史研究』五一〇、二〇〇五年)
- ⑪ 仁井田陞(著)、池田温(編集代表)『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)
- ⑫ 宮衛令25諸門出物条義解
- ⑬ 鈴木茂男「太政官系文書に関する一考察」(同『古代文書の機能論的研究』、吉川弘文館、一九九七年(一九六三年成稿の修士論文))
- ⑭ 使者と使事が誤りなく対応していることを事後に確認するという方式はこの時代における移動管理方式の基本であり、計会制度がこの方式の典型であると評者は理解している。
- ⑮ 鶴見泰寿「書評 市大樹著『飛鳥藤原木簡の研究』」(『古代文化』六二―三、二〇一〇年)
- 〔付記〕二〇一二年初の時点で、本書には亀谷弘明(『歴史評論』七三五号、二〇一一年)・三上喜孝(『日本史研究』五九二号、二〇一一年)両氏による書評が発表されている。記して併読を願う。
- (A5判 六二九頁 瑞書房 二〇一〇年 税別一四〇〇円)
(京都大学大学院博士後期課程)